

令和7年度からの中小企業振興条例に基づく助成制度について

【目的】（条例第1条から抜粋）

●本市における中小企業の自主的な努力を助長し、企業の経営の革新を促進するため、（以下略）。

条例	助成内容	助成率(額)	助成上限額	区分
第3条	高度化事業	5/100	1億5,000万円	継続
第4条	共同施設設置事業	20/100	3,000万円	継続
第5条	指定地域内への工場等の設置	課税固定資産税額の50/100	300万円/年度	廃止
第6条	新事業活動	50/100	200万円 又は300万円	廃止
第7条	技能者の養成	30万円+普通訓練生数×3,000円	70万円/年度	継続



【目的】（条例第1条から抜粋）

●本市における中小企業の自主的な努力を助長し、企業の経営基盤の強化の促進並びに人材の確保及び育成を支援するため、（以下略）。

条例	助成内容	助成率(額)	助成上限額
第3条	高度化事業	5/100	1億5,000万円
第4条	共同施設設置事業	10～30/100	3,000万円
第5条	働きやすい職場環境整備事業に対する助成	30～50/100	500万円
第6条	課題解決モデル企業の生産性向上に資する取組に対する助成	500万円【定額】	
第7条	技能者の養成	70万円+普通訓練生数×3,000円+短期訓練整数×1,000円	100万円/年度

高度化

【対象事業】
✓ 1,000万円以上の高度化資金の貸付けを受けた事業
（従前は下限額の設定なし）

共同施設設置事業

【対象事業】
✓ 中小企業が共同で利用する施設又は商店街施設の設置又は整備をする事業

【対象経費】
✓ 施設の設置・整備に要する経費のうち、下記のもの
(1) 建物費、(2) 機械装置費、(3) システム費、
(4) 外部専門家費(新規)

【助成率】
✓ 中小企業が共同で利用する施設 10/100
→下記の取組等が認められる場合は、その内容に応じて助成率を最大30/100まで引き上げる。

外部専門家からの指導（デジタル・省エネ・脱炭素）	+5/100
賃上げの取組（最低賃金+30円）	+10/100
えるぼし認定、くるみん認定の取得	+10/100

✓ 商店街施設 一律20/100

働きやすい職場環境整備事業【新規】

【対象事業】
✓ 人材の確保・定着のために取り組む、多様な人材（女性・若者・高齢者・障がい者・外国人材）の活躍促進又は育児と仕事の両立支援に資する施設又は設備の設置・整備をする事業

女性	専用トイレ、更衣室、休憩室
若者/外国人材	社宅、寮
子育て世代	ベビールーム、キッズルーム

【助成率】
✓ 30/100
→下記の取組等が認められる場合は、その内容に応じて助成率を最大50/100まで引き上げる。

事業承継	+20/100
賃上げの取組（最低賃金+30円）	+10/100
えるぼし認定、くるみん認定の取得	+10/100

課題解決モデル企業の生産性向上【新規】

【対象事業】
✓ 課題解決モデル企業※が、課題解決の原資を確保するために行う生産性向上の取組（設備投資等）

※課題解決モデル企業
① 事業継続計画(BCP)策定
② 取引適正化(価格転嫁)
③ 賃上げ
④ えるぼし認定・くるみん認定等の取得
などの経営課題・社会課題に積極的に取り組み、地域のロールモデルとなる企業

【助成対象経費】
✓ 建物費、機械装置費、システム費

【助成額】
✓ 500万円【定額】